

7. 岡山大学歯学部履修要領

1 授業科目

- (1) 本学部の授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目により編成されている。
- (2) 教養教育科目については歯学部規程の別表第1に、専門教育科目については別表第2に示すとおりである。
- (3) 1年間に登録できる単位は、教養教育科目と専門教育科目を合わせて50単位とし、教養教育科目の詳細については、別に示す。
- (4) 専門教育科目の授業科目は、専門基礎科目及び専門科目により編成されており、必修及び選択である。

2 授業時間割

- (1) 授業時間割、学生便覧等は、年度始めに配付する。
- (2) 授業時間割の変更等については、授業担当教員の指示又は掲示によりその都度通知する。

3 歯科医療情報科学

- (1) 医療情報処理入門は、歯学部で学んでいく上で必要なICT(Information & Communication Technology)技術を講義と実習を通して体得する科目である。

4 歯学の研究と医療を知る

- (1) 早期見学実習は、専門科目として、1年次に配当され、医療人としての自覚を惹起させると共に、医療における歯科医学の位置づけ、内容を理解させる科目として開講されている。

5 総合科目自己を磨く

(1) 問題発見解決演習

- ① チュートリアルは、少人数グループ学習を通じて、自己学習能力、情報収集能力、情報の批判的吟味を習得する科目である。
- ② 医療コミュニケーション学演習は、講義と演習を通じて、患者との良好な人間関係を構築できる知識、技術を習得する科目である。
- ③ EBMとプロフェッショナリズムへの覚醒は、少人数グループ学習を通じて、生涯教育に基礎となる職業倫理と臨床判断能力を習得する科目である。

(2) 自由参加型演習

- ① 研究室配属の授業科目は、選択できる科目で、学生自身が特性を見いだし、将来に生かす科目である。

- ② 自由研究演習は、各研究室の研究テーマについて、研究論文をまとめる目的で開講されている。
- ③ 歯学国際交流演習は、海外の大学へ2ヶ月程度聴講生として留学できる科目である。
- ④ 自己表現力演習1は、文章構成力を高め、自分自身の考えを人に伝える力を養う科目である。
- ⑤ 自己表現力演習2は、スライド作成能力を高め、自分自身の考えを人に伝える力を養う科目である。
- ⑥ モノ・コトデザイン演習は、新しいアイデアを創発する訓練のための科目である。
- ⑦ ボランティア入門は、医療福祉を中心とした社会問題や社会活動の必要性を理解するための科目である。

(3) 歯学のまとめ

- ① 総合歯学演習は、既習の基礎から臨床までの幅広い項目について総合的に理解する。医療従事者としての基本的知識と歯学全般について補講的に整理する科目として開講されている。

(4) 歯学の復習

- ① 総合歯科医学1は、共用試験に臨むにあたり、主に基礎系科目について知識を再確認し、整理する科目である。
- ② 総合歯科医学2は、共用試験に臨むにあたり、主に臨床系科目について知識を再確認し、整理する科目である。

(5) 健康長寿社会実現への取り組み

- ① 講義シリーズ1（生活習慣病と口腔）は、生活習慣病に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ② 講義シリーズ2（急性期医療）は、急性期医療に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ③ 講義シリーズ3（在宅介護医療）は、在宅介護に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ④ 介護施設を用いたPBL演習は、大学病院では経験することのできない、介護施設での臨床実習を経験し、総合医として地域社会で貢献できる歯科医師の育成を目的とした科目である。
- ⑤ シミュレーション実習は、バーチャルな診療現場とマネキン患者を利用して臨床技能を補完する目的として実施される。
- ⑥ 高度医療支援・周術期口腔機能管理実習は、医科歯科連携で必要とされる歯科医師の知識、技術を習得する実習である。

⑦ 在宅介護歯科医療実習は、大学病院では経験することのできない，在宅介護現場での臨床実習を経験し、総合医として地域社会で貢献できる歯科医師の育成を目的とした科目である。

⑧ 死生学、認知症は、医療・在宅介護現場において、終末期および認知症の患者に寄り添うための能力を養うことを目的とした科目である。

(6) 災害時の歯科医療

① 歯科法医学は、法医学的視点から取り扱う歯科医事法、歯科医療安全そして警察歯科活動を習得する科目である。

② 歯科医学特論は、歯学の発展の歴史を学び、その延長上にある近未来の歯科医療のあり方を学生自身が具象化できるための題材を学ぶ科目である。

6 特別科目

(1) 特別科目は、基礎科目及び臨床科目の学習に関連した専門的な分野について、主に非常勤講師の担当により授業が行われている。

(2) 特別科目の開講は、詳細な日程等が決定次第、その都度掲示により通知する。

(3) 特別科目の成績は、授業担当教員の判断により試験、レポート提出によるほか、授業の出席状況により判定することがある。

7 特別講義

(1) 特別講義は、通常の時間内で特別な内容についての講義を、本学部専任教員に代わって特別講師の担当により行われている。

(2) 特別講義の詳細な日程等については、授業担当教員の指示又は掲示により通知する。

8 臨床実習

診療参加型臨床実習に先だって、臨床技能実習を岡山大学病院の各診療科等で実施する。その詳細な日程等は、実習開始前に実施する各オリエンテーションにおいて通知する。

(1) 臨床実習については、別途、臨床実習マニュアル、各診療科配当日程表等を配付する。

(2) 臨床技能実習及び診療参加型臨床実習については、休業期間中も実施することがある。

夏季休業期間中の診療参加型臨床実習は、前半と後半の2班に分け、その各診療科配当は臨床実習実施部会長から別途指示される。

9 欠席

(1) 数日間の欠席の場合には、電話等の方法により、授業担当教員に直接連絡し、指示を受けること。

(2) 連続して1週間以上欠席する場合には、所定の欠席届に理由書を添付して教務グループ歯学部担当へ届け出ること。

(3) 臨床実習の欠席については、電話等の方法により、総合歯科診療室当番へ直接連絡し、担当教員の指示を受けること。

*総合歯科診療室当番連絡先 TEL 086-235-6787

10 休講・補講

(1) 休講及び補講については、各教員の指示によるほか、掲示によりその都度通知する。

(2) 鹿田祭については、5年次及び6年次を除き臨時休講とする。臨時休講は掲示により公示する。

11 授業科目

(1) 試験の実施方法は、定期試験、追試験、再試験等を含め筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出又はその他授業担当教員の適当と判断する方法により行われる。

(2) 試験の詳細な日程等は、決定次第、授業担当教員の指示又は掲示により通知する。

(3) 疾病その他特別な理由により受験できなかった場合には、授業担当教員にその旨を申し出て追試験の指示を受けること。

12 成績

(1) 筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出、授業の出席状況又はその授業担当教員の適当と判断する方法により判定する。

(2) 成績の評価について

① 通常の授業科目については、成績の評点は100点満点とし、次の評語を用いる。

A+ : 100~90点 A : 89~80点 B : 79~70点 C : 69~60点 F : 59~0

② 前記評語で評価しがたい授業科目、複数の分野にわたり開講する授業科目及び臨床実習については、修了、認定又は不可の評語を用いることがある。

③ A+・A・B・C・修了・認定を合格とし、F・不可を不合格とする。

評語	評点	基準
A+	90~100点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	80~89点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。
B	70~79点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
C	60~69点	到達目標を概ね達成している。
F	0~59点	到達目標を達成していない。

- (3) 専門教育科目における成績評価に関する異議申立等については、別に定める。

13 進級及び留年

- (1) 進級の認定は、各学年修了時（第5年次は第2学期修了時）に行い、その結果を掲示により通知する。

- (2) 別表第1に示す教養教育科目については、高年次教養教育科目を除く歯学部卒業要件に必要な単位を2年次までに修得しなければ、3年次に進級することができない。

また、高年次教養教育科目を含む歯学部卒業要件単位に必要な単位を3年次修了時までに修得しなければ、4年次に進級することができない。

- (3) 別表第2に示す専門教育科目については、各年次に配当された授業科目を年次ごと履修することになるが、5年次を除き、第4学期までに配当された専門教育科目の必修科目全てに合格しなければ、進級することはできない。

5年次の第2学期までに配当された専門教育科目の必修科目全てを、5年次臨床実習開始前までに共用試験（CBT(Computer Based Testing)及びOSCE(Objective Structured Clinical Examination)）に合格しなければ、臨床実習を受けることができない。

また、臨床実習期間内に診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（臨床実地試験ならびに一斉技能試験）に合格しなければ、臨床実習を修了することができない。

- (4) 病気その他やむを得ない事由もなく、(1)～(3)の規定により同一学年での在学期間が3年を超える者には、退学を勧告することがある。

附 則

- 1 この履修要領は、平成7年度の入学者から適用する。

- 2 平成6年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成11年度の入学者から適用する。

- 2 平成10年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成13年度の入学者から適用する。

- 2 平成12年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成14年度の入学者から適用する。

2 平成 13 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成 15 年度の入学者から適用する。

2 平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成 17 年度の入学者から適用する。

2 平成 16 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成 20 年度の入学者から適用する。

2 平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成 21 年度の入学者から適用する。

2 平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成 22 年度の入学者から適用する。

2 平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成 28 年度の入学者から適用する。

2 平成 27 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この履修要領は、平成 29 年度の入学者から適用する。

2 平成 28 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この履修要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この履修要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。